

一般給付金請求書 兼 人間ドック等利用助成金申請書

| | |
|----------------------|---|
| 大阪民間社会福祉事業従事者共済会理事長様 | |
| 請求区分 | 1. 結婚祝金 2. 出産祝金 3. 傷病見舞金 4. 死亡弔慰金 5. 災害見舞金 6. 入学祝金 ・ 人間ドック等利用助成金 1. 本人 2. その他(続柄 氏名) ← 4 死亡弔慰金及び 6 入学祝金を請求される場合は該当者の氏名及び続柄をご記入下さい。 |
| 請求金額 | 一金 円也 |
| 本件に該当する日(期間) | 年 月 日 3. 傷病見舞金の場合は欠勤期間を() 内に記入して下さい。 (自 年 月 日 至 年 月 日 日間) |

この用紙及び添付書類は各給付の確認及び給付に利用し 共済会に5年間保管することに同意の上 上記金額を各規程に基づき別紙添付書類を添え請求します。

| | | | |
|----------|--------------|------|--|
| 施設番号 | ← 右詰めでご記入下さい | | |
| 施設名 | | | |
| 会員番号 | ← 右詰めでご記入下さい | | |
| 会員氏名 | カナ | | |
| | 漢字 | | |
| 所属施設長の承認 | 氏名 | (公印) | |

| | | | |
|---------------------------|--------------------------|---|---|
| 請求者 | 1. 会員本人 2. 遺族 (会員との続柄) | | 会員の遺族が請求される場合は死亡診断書・戸籍謄本を添付して下さい。 (同一順位の遺族が2名以上いる場合は、代)表受給者に関する届出を添付して下さい。 |
| 請求者氏名 | カナ | | |
| | 漢字 | | |
| 振込先金融機関 | 金融機関コード | 金融機関名 | 銀行 信用組合 信用金庫 () 農業協同組合 ※ ゆうちょ銀行含む |
| | 店番号 | 支店名 | 支店 出張所 支所 |
| | 科目 | 1. 普通 2. () | 口座番号 |
| 口座名義 | カナ | ※ 請求者以外の口座にはお振込できません。 | |
| [振り込まれるまで口座名義の変更はしないで下さい] | | 確認欄(要) <input type="checkbox"/> 振込先情報に間違いはありませんか。 <input type="checkbox"/> 必要な添付書類は揃っていますか。 <input type="checkbox"/> 請求印の押印はされていますか。 | |

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|

※各給付金の添付書類は必要添付書類等確認書を参照してください。

一般給付金及び人間ドック等利用助成金 必要添付書類等確認書

添付書類 ※全て写し(コピー)で結構です。

① けっこんいわいきん 結婚祝金 (金額 3万円)

必要添付書類 (1.2 のいずれかを添付してください)

結婚を証明する婚姻届受理証明書等 (会員の氏名及び婚姻日が記載されている公的な書類)

1. 婚姻届受理証明書
2. 戸籍抄本又は戸籍謄本

添付書類不可

住民票… 続柄が省略されているものが多い。

また、住民異動の日は確認できるが、婚姻の日が確認できない。

結婚式・披露宴の案内…公的な書類ではないため。

② しゅっさんいわいきん 出産祝金（金額 5万円）

必要添付書類（1.2.3 のいずれかを添付してください）

1. 母子手帳1ページ（出生届出済証明を受けたもので、父母子の氏名等記入されているもの）の写し
2. 住民票（続柄が記載されている事）
3. 出産証明書（母親が請求する場合のみ使用可、父親が請求する場合は不可）

※出産祝金の支給については戸籍への入籍の事実（出生届の届出）をもって出産とします。

※双子以上ご出産された場合、請求書はお子様ごとに分けて作成してください。

※休職中であっても、お子様が1歳になるまでにご請求ください。

③ しょうびょうみまいきん
傷病見舞金

| | | |
|----|------------------|-----|
| 金額 | 14日以上継続して欠勤したとき | 1万円 |
| | 30日以上継続して欠勤したとき | 2万円 |
| | 60日以上継続して欠勤したとき | 3万円 |
| | 90日以上継続して欠勤したとき | 4万円 |
| | 120日以上継続して欠勤したとき | 5万円 |
| | 150日以上継続して欠勤したとき | 6万円 |
| | 180日以上継続して欠勤したとき | 7万円 |

必要添付書類（1.2の両方を添付してください）

1. 医師の診断書（会員氏名・傷病名記載の医師の署名捺印されているもの）
2. 欠勤証明書または出勤簿、タイムカードの写し

⑨出勤簿（タイムカード）は休職前最後の出勤日が分かる月から復職日が分かる月まで全て必要

※傷病見舞金の請求は、復職後の請求となります。

復職せずに、退職する事になった場合は、退職日までの期間でご請求ください。

また、同一疾病による欠勤については、給付対象となった欠勤期間の満了した日から1年間は請求できません。

傷病見舞金請求における欠勤期間は、出勤しなかった期間（公休・有給・欠勤扱い・休職命令による休職・業務上の傷病による休業等）が、傷病見舞金請求における欠勤期間となります。

出産に伴う傷病の場合は、産前休業日の初日を復職した日としてみなして、ご請求ください。

④ ^{しほうちょういきん}死亡弔慰金 (会員本人 10 万円・配偶者 10 万円・父母(義父母含む)子 5 万円・死産 3 万円)

必要添付書類 (1.2 の両方を添付してください)

1. 死亡診断書または死亡を証明する市区町村長の証明書
 2. 請求者との関係を証する証明書 (請求者の戸籍謄本または戸籍抄本)
- ⑨ 続柄証明書類につきましては、該当日 (死亡日) 以降発行のものを添付ください。
↑ 必ず発行日が確認できるページまで全て必要

※ ケースによっては上記以外にも書類を必要とする場合がございますので、ご了承ください。

本人死亡の場合 (金額 10 万円)

死亡を証する書類 (死亡診断書、除籍謄本、住民票の除票など)

+

請求者との関係を証する証明書 (請求者の戸籍謄本・抄本)

+

同一順位の遺族が 2 人以上いる場合は、生計維持関係に関する調査書 請求者以外の遺族の委任状
(請求順位：配偶者→子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹→その他の親族)

※上記の証明書類は死亡日以降発行のものがが必要です。

請求者によって必要な書類が異なりますので詳しくは共済会までお問い合わせください。

配偶者、父母子、配偶者の父母死亡の場合（金額 配偶者10万円、父母子5万円）
死亡を証する書類（死亡診断書、除籍謄本、住民票の除票など）

+

請求者との関係を証する証明書（請求者本人の戸籍謄本）

※配偶者及び実父母の場合については戸籍抄本でも可

※父母子死亡の場合、同居の有無は問いません。

※上記の証明書類は死亡日以降発行のものがが必要です。

妊娠22週以上での死産の場合（金額 3万円）

死産証明書（証明書に会員氏名が記載されていない場合は、別途公的な証明書類が必要）

※死亡弔慰金の支給については戸籍からの除籍の事実(死亡届の届出)をもって死亡とします。

- ⑤ さいがいみまいきん 災害見舞金（金額 一部半壊・焼損：1万円、半壊・半焼：5万円、全壊・全焼：10万円）
必要添付書類（1.2両方を添付してください）
1. 該当日（罹災日）以降発行の住民票（会員氏名の記載があること）
 2. 官公署発行の被害の状況等を記した罹災証明書または被災証明書
- ⑥ にゅうがくいわいきん 入学祝金（金額 高等学校：3万円、中学校2万円、小学校：1万円）
必要添付書類（各種別で必要添付書類を確認のうえ、いずれか添付してください）
- 小学校……就学通知書、在学証明書、住民票（続柄の記載があること）
中学校……就学通知書、在学証明書、生徒証、住民票（続柄の記載があること）
高 校……在学証明書、生徒証
- ⑦ 証明書類には必ず子の氏名、生年月日、学年、就学年月日、発行日、学校公印が記載押印されていること。
（合格通知書は不可）

※請求者と子の姓（名字）が異なる場合は、別途、親子関係を証する公的な書類が必要
↑（入学年度の4月1日以降発行のもの）

※留年時及び転入・編入時は請求不可

※同時期に、ご入学のお子様が2人以上いた場合、合算で請求せずに、お子様ごとに請求書を分けて作成してください。（1用紙1請求）

- 入学祝金の該当日は入学年度の4月1日となり、4月1日時点で共済会へ在会していることが条件となります。
該当年度4月2日以降ご入会の会員様は、その年度の入学祝金をご請求できませんのでご了承ください。

● 人間ドック等利用助成金（検査に要した費用の5割、2万円を上限 円未満切り捨て）

必要添付書類（コピー可）

会員本人が検査を受診したことが分かる病院発行の領収書

※助成対象…健康保険適用外での健診で、費用の全部を自己負担した検査または健康診断に限る。

※助成対象となる検査

①人間ドック（脳ドック、肺ドック等）

②健康診断（助成の入っていない費用の全部を自己負担したもの）

③各種がん検診

④負担割合が100%（10割）の病気の予防と早期発見を目的とした検査

例えば、胃（腸）カメラ検査・アレルギー検査・費用助成のないオプション等

※診療報酬点数表記の領収書では医療費と判別がつかない為、受付できない場合があります。

●領収書の注意点

領収書宛名は請求者（会員本人）氏名であること

内容には下記の記載があること

- ・合計金額
- ・受診日
- ・各検査項目と各検査金額

領収書但書にオプション検査や健診代として記載されている場合は、対象検査かどうかの判断をすることができませんのでお受けすることが出来かねます。

必ず、領収書発行の際には、各検査名と検査金額がそれぞれ分かるように病院へ発行依頼をしてください。

※本人・配偶者が共に共済会会員の場合、結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求できます。

ただし、請求書は分けて作成し、振込口座は、請求者（会員本人）名義としてください。

※請求者または当事者が外国籍の場合は、外国人登録済証明書などが必要となる事があります。

※1用紙1請求でご請求ください。（合算請求は出来かねますのでご注意ください）

⑨各給付の請求権が発生してから1年で無効となりますのでお気を付けください。